

香芝市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市大宮町一丁目1番25号 奈良交通株式会社 代表取締役社長 森 島 和 洋	香芝市コミュニティバス使用料

2. 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日